

令和3年度産業経済研究委託事業（諸外国における支配的事業者に対する規制の在り方に関する調査事業） 事業概要（案）

令和3年6月

1. 事業目的

(1) 欧州各国における支配的事業者の発電・小売事業の体制及び現状の整理に至った経緯、監視体制に関する実態調査

我が国では、送配電部門については法的分離が行われ、2020年度より大半の電気事業者の送配電部門が別会社化している一方で、発電部門と小売部門が垂直統合されているという基本的構造は引き続き維持されており、発電市場及び小売市場における市場支配的事業者が各地域で垂直統合されている。

こうした点を踏まえた上で、各国の市場支配的事業者における発電部門と小売部門の現在の体制・電力取引の実態及びその体制・取引に至った経緯・背景を把握することにより、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会が、我が国における現行の体制が競争上の観点から十分か否かを監視・評価する際の着目点の設定等が可能となることが期待できるため、調査を実施する。

また、市場支配的事業者の発電部門と小売部門が垂直統合されている場合、競争上の公平性を確保するためには、財務情報の透明性の向上策（会計分離、部門別収支の公表等）や、部門間の情報遮断といった様々な措置が必要となると考えられるところ、各事業者における財務情報の公開や情報遮断の実態、規制機関におけるその適切性の監視方法について調査を実施する。

(2) 卸電力市場における相場操縦規制と監視等に係る実態調査

我が国卸電力市場におけるこれまでの監視は、いわゆる「旧一般電気事業者」による「自主的取組」を中心に実施されてきたが、現在、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会では、制度設計専門会合において、卸電力市場にかかる旧一般電気事業者の自主的取組について、適正取引ガイドラインに位置づけること等の検討を進めている。

これらの検討に当たっては、諸外国の卸電力市場等における相場操縦規制や監視等の具体的な内容について参照することが必要であることから、今回調査を実施する。

(3) 欧州各国における「限界費用」の考慮要素にかかる実態調査

現状、我が国スポット市場においては、旧一般電気事業者の自主的取組として、余剰電力の全量が限界費用ベースで売り札として供出されているが、電力・ガス取引監視等委員会では、過去の制度設計専門会合において、この取組は競争市場におけるプライステイカーとしての経済合理的な行動であり、この取組が適切に実施されている場合には、相場操縦行為には該当しないという考え方を示している。

しかしながら、2020年度冬期スポット市場価格高騰に際して、燃料不足への懸念から各社において燃料制約が行われたことも一因となり、結果的に、スポット市場での売り札切れが継続的に発生した。こうした事象を踏まえて、燃料不足が懸念される場合においては、競争市場におけるプライステイカーであっても、機会費用を考慮した入札を行うことが経済合理的と考えられることから、「機会費用」の考え方を「限界費用」の考慮要素に含めることの検討が進められている。

こうした検討にあたっては、諸外国の事例が参考になると考えられることから、諸外国の卸電力市場における「限界費用」の考慮要素や、「機械費用」の考慮有無・方法（特に、燃料不足時の対応）、各事業者によるこれらの具体的算定方法、規制機関による監視方法についての調査を実施する。

2. 事業内容

(1) 欧州各国における支配的事業者の発電・小売事業の体制及び現状の整理に至った経緯、監視体制に関する実態調査

欧州各国における支配的事業者の発電・小売事業の体制について調査し、経緯・背景・状況について、EU、ACER、ENTSO-Eなどを含む各国の規制機関等のホームページ、既存文献等から情報を収集し、必要に応じて電話・メール等によるヒアリング調査を実施する。

①主な調査対象国

欧州諸国（EU、ドイツ、フランス、イギリス、北欧）、米国、豪州等の
1地域、6ヶ国程度

②主な調査内容

- ・2003年頃（EUにおいては、改正EU電力自由化指令後）から現在までの支配的事業者における発電・小売事業の体制およびその変化
 - －各国の各事業者における発小体制の変更の有無
 - －発小体制の変更の検討過程の有無
- ・発小体制を変更した国・事業者（今後変更予定の国・事業者を含む）

- －変更に伴う具体的なプロセス（時期、状況）とそれに至った経緯・背景（現行の体制において生じた問題点（競争上の課題等）と体制変更後において期待した又は得られた効果を含む。）
- ・競争上の観点から見た大手電力会社の垂直統合への評価および諸課題への対応状況
 - －EU 並びに各国における、大手電力会社の垂直統合への評価（評価の結果並びに評価の枠組み）
 - －報告書等¹において課題が指摘されている場合、当該課題への対応状況（検討主体、対策の内容、対応スケジュール）
- ・発小一体の事業者における市場取引の体制／担当部門／取引実態²
 - －各国の各事業者における市場取引の体制／担当部門／取引実態
 - －当該体制となっている経緯、理由（時期、体制変更後において期待した又は得られた効果を含む）
 - －我が国の旧一般電気事業者における発電部門、卸売部門、需給運用部門、小売部門が持つ機能との差異分析
 - －各国における主な発電事業者の売電先（社内取引、相対取引、取引所取引の内訳（量・割合））。とりわけ、グループ内の発電部門・小売部門間における長期 PPA 契約の有無・量・割合と歴史的な経緯（増減の傾向やその背景）。
 - －市場への供出割合に関する規制や事業者による自主的取組の有無、内容（全量プール制の国・地域を除く）
- ・発小一体の事業者における財務情報の透明性の向上策
 - －市場支配力のある発小一体の事業者が存在する場合、発電部門、小売部門間における財務情報の透明性の向上策及び財務情報の監視方法の詳細
 - －規制機関における各事業者の財務情報に係る監視方法の詳細
 - －発小一体の事業者においてセグメント別会計が存在する場合、発電部門・小売部門間の取引ルールの有無・内容（社内取引価・条件の決定方法を含む）
- ・発小一体の事業者における情報遮断の方法
 - －発電部門、小売部門間における情報遮断の方法及び情報遮断の適切性の監視方法の詳細

¹ European barriers in retail energy markets (2021-2-17) 等

² 調査に当たっては、既存の調査（電力中央研究所遠藤他：「欧州における電力・燃料トレーディングと市場リスク管理の実践事例」（2015）等）を参照の上、最新の事態を報告すること。

- －規制機関における各事業者の情報遮断に係る監視方法の詳細
- －発小一体の事業者とそれ以外の事業者の間での情報の非対称性の解消のために実施されている施策
- ・特段の規制が存在しない場合、その理由（必要ないと整理された経緯等）
- ・各国における小規模事業者の状況（発電事業への参入状況、体制、脱炭素化への対応状況等にかかる大手事業者との比較）

（2）卸電力市場における相場操縦と監視等に係る実態調査

諸外国の卸電力市場等における市場支配力の行使を防止する措置の具体的内容及びその運用状況を把握して整理する。そのため、各国の規制機関のホームページ、ガイドライン、既存文献等から情報を収集し、必要に応じて電話・メール等によるヒアリング調査を実施する。

①主な調査対象国

EU、イギリス、ドイツ、フランス、北欧、アメリカ、豪州等の1地域、6ヶ国程度

②主な調査内容

ア) 措置の具体的内容

- ・事前的措施(ex ante measures)、事後的措施(ex post measures)をどのように組み合わせているか
- ・事前的措施の適用対象（適用基準とその具体的な運用状況）
- ・事前的措施の内容
- ・事後的措施の内容
 - －「問題となる行為」、「問題とならない行為」がどのように規定されているか
- ・事後的措施の運用状況（監視の方法、指導事例など）

イ) その他関連事項

- ・その他上記の調査内容に関連する事項
- ・上記の調査内容に係る政策的な背景・経緯

（3）欧州各国における市場支配力のある事業者による入札の在り方にかかる実態調査³

諸外国の卸電力市場における相場操縦規制における市場支配力のある事業者による入札の考え方（入札価格に関する「限界費用」や、入札量に

³ 検討に当たっては、既存の調査（電力中央研究所丸山他：「スポット市場への『限界費用』を超える入札に対する規制の在り方」（2020）等）を参照のこと。

関する「余剰の全量」その他の考え方等) について、その具体的な整理、考慮事項、監視方法を把握して整理する。そのため、各国の規制機関のホームページ、ガイドライン、既存文献等から情報を収集し、必要に応じて電話・メール等によるヒアリング調査を実施する。

①主な調査対象国

EU、イギリス、ドイツ、フランス、北欧、アメリカ、豪州等の1地域、6ヶ国程度

②主な調査内容

ア) 相場操縦規制における「限界費用」の扱い

イ) 「限界費用」の考慮要素

- ・「限界費用」の考慮要素として「機会費用」を含めているかどうか。
- ・「機会費用」を含めている場合、その内容、計算方法及び監視方法
- ・「限界費用」による資本費改修の是非の整理

ウ) 入札すべき数量の考え方、考慮要素

- ・入札すべき数量につき、何らかの考え方はあるか(例えば日本の自主的取組では「余剰の全量」を市場供出すべきものとしているが、これに類する考え方が取られているか、或いは他の考え方があるか。)
- ・上記で入札すべきとされる数量についてどのように定義され、どのような計算方法及び監視方法がとられているか

エ) 監視結果の公開方法

- ・市場支配力のある事業者による入札行動にかかる監視の結果について、どのように公開しているか。

オ) その他関連事項

- ・その他上記の調査内容に関連する事項
- ・上記の調査内容に係る政策的な背景・経緯

※報告に当たっては、各国における基本的な電力取引制度(全量プール制かどうか等)を念頭に置いた上で当該体制や規制が取られている背景について分析し、日本の現状や現行制度との比較が可能となるように整理を行うこと。

※(2)(3)の調査対象は主に卸電力市場(特に、スポット市場)とするが、必要に応じてエネルギー市場、容量市場も調査対象とする。

※(1)～(3)の調査内容は、今後の制度設計専門会合の議論の進展に応じて変わりうる場合もある。